平成１８年（排）第２５号

排　除　命　令　書

東京都世田谷区駒沢二丁目１１番５号５階
ミュー株式会社
同代表者　代表取締役　佐　々　木　学

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　ミュー株式会社は，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「ビタクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に５グラム入ったもの及び同５グラム入ったものが３本詰め合わされているもの）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，遅くとも平成１６年１２月ころから平成１８年２月ころまでの間当該商品の包装箱において，また，平成１７年２月ころから平成１８年２月ころまでの間インターネット上に開設し一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページに掲載した広告において，当該商品をたばこの先端に付着させ喫煙すれば，喫煙者が体内に吸い込むたばこの煙について，その煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し，又は体内のビタミンＣの破壊を抑制することにより，また，当該たばこの点火部から立ち昇るたばこの煙について，その煙に含まれるニコチン及びタールが減少することにより，喫煙による害が軽減されるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならな

い。

2　ミュー株式会社は，今後，「ビタクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に５グラム入ったもの及び同５グラム入ったものが３本詰め合わされているもの）又はこれと類似の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく前項と同様の表示をしてはならない。

3　ミュー株式会社は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　ミュー株式会社（以下「ミュー」という。）は，肩書地に本店を置き，日用雑貨品等の販売業を営む事業者である。

ミューは，有限会社ミューが平成１８年３月１日に組織変更したものである。

2(1)　ミューは，「ビタクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に５グラム入ったもの及び同５グラム入ったものが３本詰め合わされているもの。以下「ビタクール」という。）を直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2)　ミューは，ビタクールを販売するに当たり，ビタクールの容器を包装箱に詰めて販売しているところ，当該包装箱の表示内容は同社が決定している。

3　ミューは，ビタクールについて

(1)　遅くとも平成１６年１２月ころから平成１８年２月ころまでの間，当該商品の包装箱（例えば，５グラム入りのものが３本詰め合わされている当該商品の包装箱について別添写し１）において，「たばこの先に付けて吸うだけで」と記載の上，喫煙者が体内に吸い込むたばこの煙（以下「主流煙」という。）について，「ニコチンをビタミンに変える」，「ニコチンの約８０％をビタミンに転化させる」，「たばこのニコチンが「ニコチン酸（ナイアシン）」という「ビタミンＢ３」に変化し」と，また，当該たばこの点火部から立ち昇るたばこの煙（以下「副流煙」という。）について，「１度の使用・吸引でたばこの葉そのものを変化させるため、たばこ１本最後まで効果が持続し、さらにフィルターを通した煙より数倍も有害といわれる副流煙のニコ

チンとタールをも同時に減少させます。」と

(2) 平成１７年２月ころから平成１８年２月ころまでの間インターネット上に開設し一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページに掲載した広告(別添写し２)において,「ビタクール粉末をタバコの先に付けるだけ！」と記載の上,主流煙について,「ニコチンの約８０％がビタミンに変わる！」,「■ニコチンがビタミンに変わる　ｃｈａｎｇｅ　ｔｏ　ｖｉｔａｍｉｎ　■ビタクールはなぜニコチンをビタミンに変えるの？　ビタクールに含まれるリンゴ酸、クエン酸等により、ニコチンを酸化させ、ニコチン酸という物質に変化させます。」,「■ニコチンをビタミンに変える、喫煙者の救世主　ビタクール　ビタクールは、タバコの先端に少量つけるだけでタバコに含まれるニコチンの８０％をビタミンＢ３に変化させ」,「ビタミンＣの破壊を２５％抑制します」と

それぞれ記載することにより，あたかも，ビタクールをたばこの先端に付着させ喫煙すれば，主流煙について，その煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し，又は体内のビタミンＣの破壊を抑制することにより，また，副流煙について，その煙に含まれるニコチン及びタールが減少することにより,喫煙による害が軽減されるかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３(1)及び(2)の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため,同条第２項の規定に基づき,ミューに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ミューは，当該期間内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ミューが行っていた表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，ビタクールの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１０月１９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生